	\ \frac{1}{2} \fra
改正後	改正前
(特別の教育)	(特別の教育)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第	令第三十
一項において「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに	及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教
前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は	育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
、厚生労働大臣が定める。	
(要求性能墜落制止用器具等)	(安全帯等)
第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当	第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当
該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第百三十条の	該作業を行う労働者に安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯
五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱	をいう。)その他の命綱(以下この条において「安全帯等」という。
)を使用させなければならない。
2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、	2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、
前項の要求性能墜落制止用器具等は当該ゴンドラ以外のものに取り付	前項の安全帯等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならな
けなければならない。	ν.°
用器具等の使	11111年第
月を合しられたと言い これを信用したいれいたらたい	言に、これを何月したいおはたらたい